

令和5年度～7年度特定医療費の業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 件名
特定医療費業務
- (2) 業務内容
別紙「令和5年度～7年度特定医療費の業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
- (5) 委託金額の上限
94,400千円（1年当たりの金額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）
なお、委託金額については、市会の議決により変動する可能性があります。
- (6) 委託業務の費用の負担区分
別紙「仕様書別紙資料（別紙7）」のとおり

2 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (3) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (4) 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も保持していること。
- (5) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）に、官公庁等から窓口及び電話での受付業務等の受注を受け、円滑に実施した実績を有すること。
- (6) 近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に事務所又は支店、営業所等を有し、委託業務履行場所まで1時間30分以内であること。
- (7) 委託業務を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成しプロポーザルに参加する場合は、事業者側で代表幹事業者を定めるとともに、構成員のいずれもが参加資格を有すること（ただし、上記(5)については、代表幹事業者が参加資格を有していれば足りる。）。

3 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加届等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

- (1) 提出書類（以下「参加届等」という。）
 - ア プロポーザル参加届（別紙1）
コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（「コンソーシアム協定書（様式1）」）を添付すること。
 - イ プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類
 - ウ 過去5年間（平成29年度～令和3年度）における官公庁等からの窓口及び電話での受付業務実績申告書（別紙2）
 - エ 会社概要が分かる書類（パンフレット等）

- (2) 提出部数
上記(1)の提出書類 各2部
- (3) 提出場所
「11 問合せ先及び提出先」参照
- (4) 提出期限
令和5年1月6日(金)午後5時までとします。
なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。
- (5) 参加届等の無効
参加届等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール又は書面により、その旨を通知します。
 - ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
 - イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合

4 説明会の開催

「3 参加手続」に記載する参加届等を提出した者のうち、参加資格がある者(以下「参加者」という。)を対象に説明会を開催します。

- (1) 日時
令和5年1月11日(水) 午後1時30分～午後3時30分(予定)
- (2) 場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所庁舎内又は周辺会議室等(予定)
(詳細については参加者に別途連絡します。)

5 質問及び回答

- (1) 質問者の資格
質問の提出は、参加者に限ります。
- (2) 質問方法
プロポーザルに関して質問等がある場合は、質問書(別紙3)を「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「特定医療費プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。
- (3) 提出期間
令和5年1月11日(水)～令和5年1月18日(水)午後5時
- (4) 回答
令和5年1月25日(水)までに、参加者全員に対して回答を電子メールで送信します。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙4「特定医療費の業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参により提出してください。

- (1) 提出場所
「11 問合せ先及び提出先」参照
- (2) 提出部数
 - 使用印鑑を押印したもの 1部
 - 使用印鑑を押印しないもの 6部
 - 電子データ 1部
- (3) 提出期限
令和5年1月31日(火)午後5時までとします。
なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール又は書面によりその旨を通知します。

- ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

選定は「特定医療費業務受託候補者選定会議」で行います。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。

なお、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとします。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和5年2月8日（水）から9日（木）までの期間で本市が指定する日時

イ 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所庁舎内又は周辺会議室等（予定）

（詳細については参加者に別途連絡します。）

ウ 内容

説明時間は30分以内とし、質疑応答時間は15分程度とします。

また、応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合があります。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール又は書面により通知します。

なお、原則として、プレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間に30分以上遅刻した提案者は選定の対象外となります。

(3) 評価項目

別表「令和5年度～7年度特定医療費業務委託提案に係る選定基準」参照

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に書面又は電子メールにより通知するとともに、本市ホームページに公開します。

8 委託契約

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、本市と具体的な事業内容について協議するものとし、本市と受託候補者との間で具体的な事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結します。

なお、受託候補者の辞退その他の理由により契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とします。

9 留意事項

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画提案書等作成費、交通費等）は、参加者の負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。

(3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。

(4) 提出書類の返却は行いません。

- (5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 今回の募集については、令和5年度以降の事業の準備行為として実施するものです。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもあります。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行いません。
- (8) 選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。

10 スケジュール（予定）

| 日時 | 内容 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 令和5年 1月 6日（金）午後5時まで | 参加届等受付締切 |
| 1月10日（火）まで | 参加資格の確認結果通知 |
| 1月11日（水）午後1時30分から | 説明会開催 |
| 1月11日（水） ～1月18日（水）午後5時まで | 質問メールの受付期間 |
| 1月25日（水）まで | 質問に対する回答メールの返信 |
| 1月31日（火）午後5時まで | 企画提案書等受付締切 |
| 2月 8日（水） ～2月 9日（木） | プレゼンテーション（日時及び開催場所は別途連絡） |
| 2月13日（月）以降 | 受託者候補者の選定、結果通知 |
| 2月28日（火）まで | 委託契約内容の確定 |
| 3月 1日（水）以降 | 引継ぎ等開始 |
| 4月 1日（土）から | 委託業務開始 |

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：黒木、中谷）

TEL：075-222-4161

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

令和5年度～7年度特定医療費業務委託提案に係る選定基準

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------------|---|
| 1 方針及び基本的な考え方(配点30点) | |
| 方針及び基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市が掲げる方針を踏まえた提案がされている。 ・提案内容が、明確かつ現実的である。 ・委託業務の運営・管理に対する考え方が明確である。 ・個人情報の取扱いに係る考え方が明確かつ適切である。 ・委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が示されている。 ・委託業務について、改善、品質の向上に関する考え方が示されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| 2 実施内容(配点50点) | |
| (1) 計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を計画的に遂行することが提案されている。 ・計画の立案の方法、手段、時期が明確に示されている。 ・委託業務の実施に当たり、計画に何らかの支障又は変更が生じた場合の対応策が提案されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| (2) マニュアル及び研修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成時期や作成方法が明確に示されている。 ・マニュアルの運用方法、修正、見直しなどの時期や方法が示されている。 ・提案内容を実現するための考え方や手段が示されている。 ・窓口、電話などの実践的な研修の実施が計画的に検討されている。 ・習熟の程度を把握し、適切な措置を講じる仕組みがある。 ・知識、経験を積み重ねられる仕組みがある。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| (3) 委託業務の状況把握等 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務開始に当たり、円滑に業務を実施できるよう状況把握の方法や手段、時期等が明確に示されている。 ・示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が示されている。 ・状況の把握を必要とする理由が理解され、状況に応じた対応を行うことが具体的に提案されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| (4) 実施体制及び運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の事務処理及びその業務量が具体的に検討され、現実的な体制が示されている。 ・業務実施に当たり、適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕組みや要員配置が提案されている。 ・各要員が責任と自覚を持って業務を実施する体制や仕組みが提案されている。 ・システムや制度に精通した人員等の確保が提案されている。 ・基本方針及び運営計画に基づいた組織的な運用方法が検討され示されている。 ・安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう、進捗管理の方法(モニタリングの時期や項目)等が検討され、示されている。 ・本市の方針や達成すべき目標と、具体的な事務処理方法を理解するための本市との意思疎通の手段が検討されている、齟齬が生じないよう配慮されている。 ・委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理(未然の防止と事象発生後の対応を含む。)を踏まえた提案がされている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| 3 個人情報等の保護について(配点30点) | |
| 個人情報等の保護について | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報(個人番号を含む。)の取扱いに係る考え方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。 ・本市として保護すべき個人情報が理解され、定期的な研修により、さらに理解が深められる内容となっている。 ・個人情報の流出や、不適切な事務処理となるケースが具体的に検討され、適切な対応策が示されている。 ・危機管理(未然の防止と事象発生後の対応を含む。)を踏まえ、具体的かつ現実的な個人情報の取扱いが検討され、示されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 |
| 4 類似業務に関する実績(配点5点) | |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績を有している。 |
| 5 費用見積額(配点30点) | |
| 費用見積額 | |
| 6 その他加点要素(配点5点) | |
| その他加点要素 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業である。 ・難病患者の雇用実績がある。 |
| 合計150点(1+2+3+4+5+6) | |

最低選定基準点は、70点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。